

議案第88号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> の規定に基づく事務に係る手数料) 第7条の12 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第163条の59第1項</u> の規定による許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料をその申請をする者から徴収する。	(<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> の規定に基づく事務に係る手数料) 第7条の12 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号） <u>第105条第1項</u> の規定による許可の申請に対する審査については、1件につき160,000円の手数料をその申請をする者から徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。